

令和5年 姫路ゆかたまつり

出店募集要項

令和5年5月15日

姫路ゆかたまつり露店運営協議会

<http://yukata.maturi.hyogo.jp/>

姫路ゆかたまつり露店出店について

**本年度は、
令和5年6月24日（土）・25日（日）の2日間の開催となります。**

- 露店は、一般公募での出店となっています。
- 地元店舗や西二階町商店街等によるおもてなし出店もあります。
※地元や商店街の皆様と一緒に楽しくつくるまつりです。
- 出店場所によっては、地元店舗や西二階町商店街のおもてなし出店と、出店品目が競合することもありますので、あらかじめご了承ください。
- 出店を希望される方は、この出店募集要項を熟読し、ルールを遵守される方のみ応募されますようご案内いたします。
- 新しい飲食店営業許可（露店）が発行され、新たなルールがありますので、ご注意ください。（P4参照）
- 火災事故防止のため、使用するガス器具・ホースは入念に事前チェックをお願いします。
- 今回、道路使用許可時間が24日正午からとなりますので、店舗設置も正午以降をお願いします。
- 営業時間までは、露店テントの屋根を下ろし、閉店状態にしてください。
（タープ等の簡易テントで出店の方は、四方幕で閉じ、閉店状態にしてください。）
午後4時以降に屋根を上げてください。
- 営業時間は24日、25日とも午後4時30分から午後9時30分までです。

**今年は特に出店までのスケジュールが短くなりますので
ご協力をお願いします。**

姫路ゆかたまつり概要

1 「姫路ゆかたまつり」とは

姫路ゆかたまつりは、長壁神社の例祭からはじまったといわれ、寛保二年（1742年）5月、当時の姫路城主・榊原政岑公が、越後高田へ移封の際に、長源寺の境内に祠を造って城内の長壁神社を遷し、遷座祭を開催したことが起源となっています。このまつりに奉仕する人々は、あまりにも事が急で式服を作る暇もなかったので、ゆかたを着たことから、以後毎年参拝する人々がそれにならってゆかたを着るようになりやがて「ゆかたまつり」と呼ばれるようになりました。

戦後、呉服商などにより行われるようになり、姫路の初夏の風物詩として市民に親しまれています。

2 令和5年姫路ゆかたまつり概要

(1) 日 時

令和5年6月24日（土）・25日（日）

午後4時30分から午後9時30分まで

(2) 開催場所

長壁神社・城南公園周辺・西二階町商店街

(3) 全体事業内容（予定）

ア、オープニングセレモニー（6月24日午後6時から 城南公園）

イ、子どもゆかたパレード（6月24日午後5時10分から 姫路城～長壁神社～城南公園）

ウ、2日間（6月24日、25日）イベント

- ・地元にぎわいイベント（城南公園）
- ・商店街のおもてなし出店、イベント（西二階町商店街ほか）
- ・地元のおもてなし出店（長壁神社・城南公園周辺の店舗による販売）
- ・露店の出店（大手前通り西側、長壁神社・城南公園周辺）

(4) 開催期間中のゆかた着用の割引特典等

ア、神姫バス料金半額（姫路駅発着）

イ、市内映画館入場料金1、200円（通常版のみ）

ウ、城周辺施設の入場割引など。

令和5年姫路ゆかたまつり出店概要

- 主催 : 姫路ゆかたまつり露店運営協議会
※ゆかたまつり奉賛会（地元自治会）・姫路市・姫路警察署の三者で構成。
- 出店事務管理 : 姫路ゆかたまつり露店運営協議会 出店事務局
（以下、「出店事務局」という）
※姫路ゆかたまつりにおける露店出店にあたり「姫路ゆかたまつり露店運営協議会」内に出店事務局を設置して運営管理を行う。
- 出店日時 : **令和5年6月24日（土）、25日（日）**
※各日とも、午後4時30分から午後9時30分まで
※交通規制時間帯は、午後4時から午後10時まで
- 開催、出店場所 : 長壁神社周辺・立町周辺 ※P. 8 参照
※主催者が指定する大手前通り西側、街中、西二階町商店街内の道路び歩道。
- 出店協賛金 : **一律53,000円（2日間で）**
※物価高騰・出店数減により、上記の金額を設定しています。
＜出店協賛金に含まれるもの＞
場所代、電気代（店舗照明用等/500wまで）、清掃代、損害賠償保険代、道路使用許可申請用証紙代、その他まつり運営に係る必要経費。
- 表記について : 表記を分かりやすくするために、各々以下の表記とします。
●姫路市の飲食店営業（露店）が必要な飲食等 ⇒ 飲食
●飲食店営業（露店）が不要な物販（一部飲食含む）⇒ 物販
- 出店申込可能区画 : < 飲食 > 1 申込者・社につき 1 区画のみ。
●1名及び1社で複数の姫路市の飲食店営業（露店）を持っていても、その内のいずれか1営業許可での申込となります。
※新飲食店営業（露店）許可の施行により、カステラの多数申込みや隣接出店が予想されるため、カステラの出店場所を固定しカステラ単独の抽選を実施します。
< 物販 > 1 申込者・社につき 1 区画のみ。
- 販売品目 : 1 品目
※飲食・物販とも、飲料（ソフトドリンク・アルコール）の併売は不可。
（注1）営業許可が必要な飲食と、営業許可が不要な物販（一部飲食含む）併用の申込みはできません。又、途中で変更もできません。
（注2）飲料で物販・営業許可が必要な飲食の扱いにご注意ください。
例）飲料の小分け販売とペットボトル・缶ビールの併売は不可。

【出店申込資格】

●姫路市内在住の個人・法人

※令和5年2月15日以前から引き続き、**姫路市**に住所・事業所を有する個人・法人に限る。

●飲食の場合、必ず食品衛生法に基づく**姫路市の飲食店営業（露店）**の許可を取得・提出できるもの。

※臨時的食品取扱届書では出店不可です。

※令和3年5月31日以降の新飲食店営業（露店）許可で提出される場合は、出店申込書で飲食・菓子のいずれかを選択してください。

※令和5年5月31日時点で新飲食店営業（露店）に更新中の方は、更新中を証明できる書類を提出してください。

●飲食の場合、必ず食品衛生責任者認定講習会修了証書を提出できるもの。（原本のコピー）

※個人の場合、原則出店申込者名義、法人の場合、代表者もしくは当日現場責任者名義。

※食品衛生法施行規則別表第17第1号に基づき、提出願います。

※出店申込時に提出できない場合、定められた講習会（姫路市保健所以外でも受講可）を受講し、提出してください。

※出店申込時、受講申請中の場合、必ず受講票又は受講料領収書のコピーを提出願います。

※開催場所等受講に関する詳細は、姫路市保健所にお問い合わせください。

※正式な食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）を**令和5年6月7日（水）**までに提出してください。

※食品衛生責任者と同等の資格（調理師、製菓衛生師など下記参照）を証する免許証等の原本のコピーも可。

【食品衛生責任者とは】

- (1) 大学で医学・獣医学・薬学・水産学・農芸化学、歯学の課程修了者
- (2) 食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- (3) 調理師・製菓衛生師及び栄養士
- (4) 食品衛生責任者資格認定講習会受講者
- (5) 姫路市食品衛生大学受講済者
- (6) その他市長が必要と認めた者

※姫路市での食品衛生責任者資格認定講習会は5月・6月はありません。

5月25日（木） 明石市保健所

6月6日（火） たつの保健所

※定員に達している場合や空きがある場合がありますので事前に保健所にお問い合わせください。

詳細は姫路市保健所衛生課へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先：姫路市保健所衛生課】

079-289-1633

【出店申込時 提出書類】

出店申込時、下記申込者本人の確認書類を出店申込書類[様式 1]と一緒に提出してください。

<個人の場合>

- 1、身分が証明できるもの（必ず顔写真付き）のカラーコピー。
 - 原則として運転免許証・住民基本台帳カード・パスポート・マイナンバーカードのいずれか一つの提出とします。
 - マイナンバーカードは必ず表面のみコピーして提出してください。裏面コピーも提出された場合受付できません。
 - 運転免許証裏面に臓器提供意思表示欄に記載がある場合は隠してコピーしてください。
- 2、市外から転入された方は、免許証等に新住所の裏書されたもののコピー。
 - 令和 5 年 2 月 15 日以前から引き続き姫路市に住所を有すること。裏書がない場合は住民票を提出。
- 3、姫路市の飲食店営業許可（露店）及び旧菓子製造業（露店）の許可証。（飲食の場合）
 - 出店申込者名義であること。
 - 申請中の場合、領収済印が押印された食品営業許可申請書（新規）のコピー
- 4、食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）
 - 原則出店申込者名義であること。
 - 受講申請中の場合、受講票又は受講料領収書のコピーを添付。
 - 食品衛生責任者と同等の資格（調理師、製菓衛生師など前頁参照）を証する免許証等の原本のコピーも可。

<法人の場合>

- 1、令和 5 年 2 月 15 日以前から引き続き姫路市に法人登記されていることが証明できる登記事項明書等のコピー。
 - 発行 3 ヶ月以内のもの。
 - 本店・支店は問いません。
- 2、姫路市の飲食店営業許可（露店）及び旧菓子製造業（露店）の許可証。（飲食の場合）
 - 出店申込法人名義であること。
 - 申請中の場合、領収済印が押印された食品営業許可申請書（新規）のコピー
- 3、代表者は、代表取締役（社長名）又は事業所代表者名等で記入してください。なお、代表者の住所は、姫路市内外は問いません。
- 4、食品衛生責任者認定講習会修了証書 ※原本のコピー
 - 原則代表者もしくは当日現場責任者名義であること。
 - 受講申請中の場合、受講票又は受講料領収書のコピーを添付。
 - 食品衛生責任者と同等の資格（調理師、製菓衛生師など前頁参照）を証する免許証等の原本のコピーも可。

■兵庫県及び姫路市暴力団排除条例に違反しないもの。

■18歳未満は出店申込みはできません。（高校在生不可）

■青少年者（中学生・高校生）を営業補助に従事させる場合は、未成年就業承諾書[様式 5]を提出してください。

※兵庫県の青少年愛護条例に基づき、午後 11 時～翌午前 5 時は自宅にいるよう努めてください。

【募集店舗数】（予定）

<総数> 約124店舗 ※なお、物販への出店の偏りを防止するため。
●飲食／約62店舗 ●カステラ／約21店舗 ●物販／約41店舗

<内訳>

【大手前通り西側歩道】約37店舗

※なお、物販への出店の偏りを防止するため。

●飲食／約19店舗 ●カステラ／約7店舗 ●物販／約11店舗

【街中エリア】約63店舗

※なお、物販への出店の偏りを防止するため。

●飲食／約29店舗 ●カステラ／約11店舗 ●物販／約23店舗

【西二階町商店街】約24店舗

※なお、物販への出店の偏りを防止するため。

●飲食／約14店舗 ●カステラ／約3店舗 ●物販／約7店舗

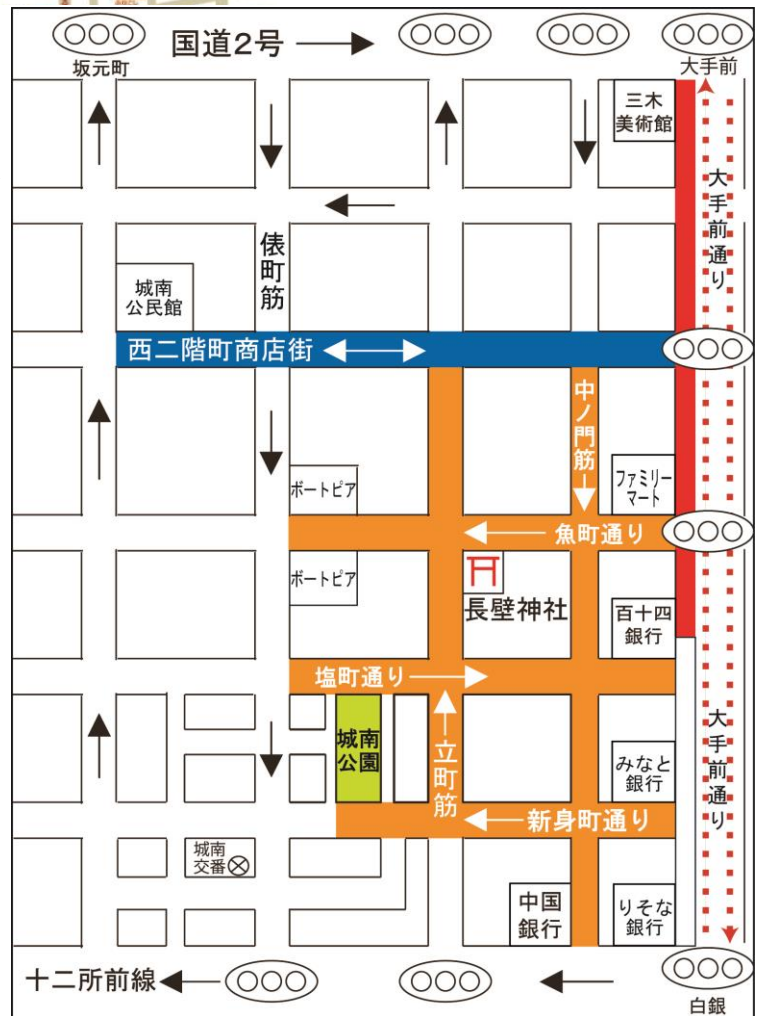
★1店舗＝1区画。

※カステラの店舗数、場所はこれまでの実績をベースにしています。
※募集店舗数は、今後の地元の意向等により変動する場合があります。

ゆかたまつりは、地元や商店街とともにつくるまつりであり、地元店舗・住民によるおもてなし出店もあり、出店場所によっては、地元店舗・住民によるおもてなし出店と品目が競合する可能性があることを、あらかじめご了承ください。

※会場内が混雑する場合 警察判断により歩行者の通行を規制（一方通行・通行止め）
します。このことをご了承ください。

姫路ゆかたまつり 出店場所について



【出店までのスケジュール】

1、募集要項発表・申込開始

令和5年5月15日（月）から5月19日（金）まで

露店運営協議会専用ホームページで発表します。

■出店申込み方法

- 専用ホームページから申込み用紙をダウンロード。
- 必要項目に記入の上、出店事務局へ持参・郵送・FAXで提出。
※鉛筆書きは不可。パソコンでの入力、または黒ボールペンでご記入下さい。
- 販売品目は1品目に限る。
- 運転免許証など身分を証明できるもの（顔写真付）のカラーコピーを必ず貼りつけてください。
- 18歳未満の出店申込みはできません。（高校在学学生不可）

【出店申込時の提出書類（個人・法人とも）】

- 1、出店申込書 [様式1]
- 2、誓約書 [様式2]
- 3、本人確認書類一式（P6参照）
 - ・身分が証明できるもの（必ず顔写真付き）のカラーコピー。
 - ・姫路市在住の証明となるもの。
 - ・姫路市の飲食店営業（露店）及び旧菓子製造業（露店）の許可証。（飲食の場合）
- 4、食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）

（注）申込書類を確認し、不備・不足があった場合は連絡しますので対処してください。下記期限までに申込み書類がそろわない場合、申込み受付できませんのでご注意ください。

2、申込み締切期限

令和5年5月19日（金）

- 郵送の場合・・・令和5年5月19日（金）※午後5時までに必着。
- 持参・FAXの場合・・・令和5年5月19日（金）※午後5時まで。
※FAXの場合、写真が不鮮明になりますので令和5年5月19日（金）までに原本を提出してください。

<出店事務局> 〒670-0901 姫路市西二階町37KOUビル2F
(旧/ハレオ 現/七福座2F)
TEL : 079-288-8630
携帯TEL : 090-3996-0024
FAX : 079-288-8631

【受付時間】 午前10時から午後5時まで ※土日祝休み

3、出店可否・場所の抽選・調整

令和5年5月下旬

応募者が募集店舗数を超えた場合、抽選となります。

- 抽選による決定内容（出店の可否・出店場所・カステラの当落及び出店場所）
 - 出店事務局の迅速な事務、出店申込者・社の負担軽減のため、出店申込者・社を集めての抽選は行わず、露店運営協議会（奉賛会・姫路市・姫路警察・出店事務局）で厳正に抽選します。
 - 経費軽減のため動画配信は行いません。抽選の様子は後日専用ホームページで写真公開します。
 - 抽選の結果、販売品目が近隣でかぶっている店舗に品目調整を出店事務局から電話依頼します。出店場所に隣接する地元住民・地元店舗の要望や品目も踏まえての調整となります。
- ※変更の場合は、必ず出店事務局へ電話連絡ください

4、抽選結果発表（郵送通知）

令和5年5月26日（金） 発送予定
（郵便物到着は5月29日（月）～30日（火）頃の予定）

- 令和5年5月26日（金）頃に、出店事務局から「当落通知書」を発送します。当選者・社には、出店品目と出店場所を記入した図面を書留郵便で発送します。この発送をもって結果発表にかえさせていただきます。
- 事前の電話等によるお問い合わせにはお答えできません。
- 当選者・社は、図面を参照の上、出店の可否決定をお願いします。
- 当選者・社は、出店場所の変更はできません。

5、出店品目調整・決定

当選通知到着後から令和5年6月2日（金）

- 当選者・社は、当落通知が到着してからの出店品目の変更は1回のみ可能です。但し、隣接店舗との重複はできません。なお、この時点での変更により、いかなる不都合が生じたとしても出店事務局は責任を負いません。
 - 道路使用許可申請提出の日程の都合で、令和5年6月2日（金）に出店可否・品目を決定します。これ以降は出店品目の変更はできません。
- ※最終の出店配置図面は、後日専用ホームページで公開します。
※電話でのお問い合わせは、申込み方法などの実務のみの対応になります。
それ以外にはお答えできません。

6、出店協賛金入金・すべての書類提出期限

令和5年6月7日（水）

- 出店協賛金の入金・下記書類提出を令和5年6月7日（水）午後5時までに
終えてください。

<振込の場合>

振込先：姫路信用金庫 本店営業部 普通預金 0001809

姫路ゆかたまつり露店運営協議会 会長 池尻 康則

(ヒジ ムカマツリロソウエイゴウカイ カイヨウ イヅリ ヤスリ)

<出店書類提出>

- ・営業補助者出店申請書及び誓約書[様式3]、
 - ・道路使用許可申請書
 - ・出店機器・電気容量リスト
 - ・食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）
- ※出店申込み時に未提出の方

8、出店者・社 事前説明会

令和5年6月20日（火）予定 ※P.16（19）参照

<提出書類>

- 事前説明会会場で営業補助者出店申請書及び誓約書[様式3]
（追加・変更があった場合）提出してください。
- 出店事務局から、車両通行許可証を配布します。
（車番未定の場合はまつり当日配布）

9、出店期間

令和5年6月24日（土）、25日（日）

<期間中の提出書類>

- 営業補助者出店申請書及び誓約書[様式3] ※追加・変更があった場合提出。
- ※受付場所・時間・・・城南公民館（P8参照）毎日正午から午後2時まで
- ※配布書類・・・城南公民館で、24日に
出店承諾証・道路使用許可証・
車両通行許可証（説明会で受け取れてない出店者・社）に配布。

（注）今年は2日間の開催です。

上記をご了解いただける方のみご応募ください。

出店に関する留意事項

(1) 姫路市保健所の飲食店営業（露店）を取得した上で申込みをしてください。

- 出店事務局は、保健所への申請関係には関与しません。
食品の調理、販売は姫路市保健所への申請が必要です。兵庫県の露店営業許可ではありません。
- ※ 申請に係る費用は出店申込者・社負担となります。
- ※ 食品衛生法施行規則別表第17第1号に基づき、
食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）提出をしてください。
出店申込時に提出できない場合、食品衛生責任者認定講習を受講し、修了証書の提出をお願いします。提出のない場合は、出店できません。

<注意！>

- ・ 提供品目の詳細については、事前に姫路市保健所にお問い合わせ下さい。
- ・ 露店で取り扱い品目は、原則販売直前に加熱処理されたものに限定します。
- ・ 食品衛生責任者認定講習についての詳細は姫路市保健所にお問い合わせ下さい。

姫路市保健所衛生課
〒670-8530 姫路市坂田町3番地 中央保健センター東棟3階
電話：079-289-1633

(2) 出店協賛金のお支払い

出店協賛金は出店が決定してから下記へお振込みください。

- **振込期日 令和5年6月7日（水）午後5時までを厳守**

振込先：姫路信用金庫 本店営業部 普通預金 0001809
姫路ゆかたまつり露店運営協議会 会長 池尻 康則
(ヒメジ ユカタマツリロウケンエイキョウカイ カイザウイ イヅリヤスリ)

- <注意！> ※振込手数料は出店申込者・社の負担となります。
(振込手数料を差し引いて振込した場合は受付不可となります。)
- ※振込名義は、出店番号と出店申込者・社名で振込してください。
(異なる名で振込すると確認がとれません。)
(必ず出店番号を出店申込者・社名の前に入力して下さい。)
- ※出店者・社の都合によるキャンセルがあった場合、出店協賛金の返金はできません。
- ※令和5年6月7日（水）午後5時までに、出店協賛金の入金確認がとれない場合、出店することはできません。**
- ※施設基準を遵守するように露店を設置して下さい。**

(2) 出店協賛金の返金及び営業補償について

- 主催者の責めに帰さない事由により、まつりの開催時間を短縮又は中止した場合（荒天、周辺での火災発生、地震等天災、開催を妨害する行為など）、出店協賛金は返金できません。また、出店に関する損害も補償できません。
- 会場レイアウトの変更や、雨天等での来場者の減少など、いかなる理由であっても営業に関する補償は一切行いません。また、営業物品その他の買取なども一切できません。
- 禁止事項をはじめ、募集要項に反する行為や、主催者の指導に従わない場合は、即時退店・閉店となります。又、出店協賛金の返金、出店に関する損害補償も一切できません。

(3) 出店区画の仕様について

■出店区画（出店什器、材料等の保管、お客様の待機スペース）

間口 3.6m × 奥行 2.7m ※高さ約 2m以内

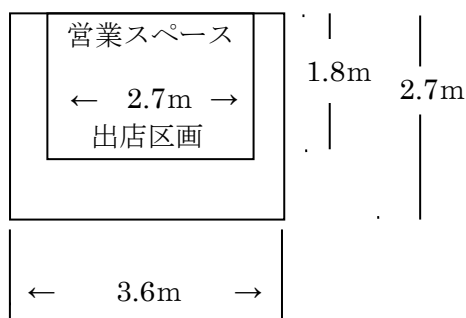
■営業スペース（食品の調理・提供、その他販売品の展示スペース）

間口 2.7m × 奥行 1.8m

※道路使用許可対象サイズ

（注1）パイプテントを設置する場合、営業スペース（2.7m×1.8m）のパイプテントを使用してください。このサイズ以上のパイプテントは、道路使用許可対象ではありません。又、お客様の通行の安全確保のため使用不可です。

（注2）露店の張り出し屋根は出店区画（3.6m×2.7m）内に収めてください。



（注3）姫路市保健所の指導により、姫路市保健所の営業許可の必要不要問わず飲食は両脇と後ろに幕が必要です。

（注4）既存店舗前や、道路幅の狭い区画があり、毎日撤去・設営が必要な出店区画もある場合があります。

（注5）公道を使用するため、場所によって仕様を変更する場合があります。

（注6）屋根の高さを超えるのぼり等の設置は不可です。

<出店キャンセルについて>

キャンセルする場合、必ず出店事務局にご連絡ください。

(5) 電気について 申請電気容量を厳守してください。

- 電源は1区画内につき照明用電気容量（500w）を事前に配線していますが、これを超える場合、別途配線の必要があるため、500w単位で3,000円ずつ追加費用が必要となります。
- 電気容量オーバーによる停電は、自店舗だけでなく近隣店舗の停電にもつながりますので、申請電気容量を厳守してください。停電等いかなる場合においても営業補償は行いません。
- 通電については、出店事務局が指定する時間帯のみ開放を行います。
まつり時間帯以外は、通電が止まりますので現地で冷蔵庫での食材の保管はできません。
- 発電機の持込みは厳禁です。

(6) 原状復帰について 汚れ、破損に充分注意してください。

- 油もの等で床・壁面を汚すもしくは破損の可能性のある場合は、ブルーシートやダンボールなどで養生し、万一汚れた場合は清掃をし、必ず出店前の状態に戻してください。
(終了後、汚れ等が残っている場合や破損があった場合は、追加で清掃費や修繕費を徴収する場合があります。)
- 出来れば店舗設置前に現場写真を撮っておくことをお勧めします。
- 地元の側溝に調理汁等を流すことは厳禁です。

(7) 火気・衛生について

- 使用するガス器具・ホースは事前に入念にチェックしてください。**
- 火気を使用する店舗は必ず消火器（業務用）を常時配備してください。
- 飲食店舗は必ず消毒液を常時配備してください。
- 食品衛生管理運営体制を明らかにするため、食品衛生法施行条例別表第一「公衆衛生上講ずべき措置の基準」に基づき、食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）提出並びに食品衛生責任者を配置し、衛生管理の徹底を図ってください。

(8) 出店について お借りしている地元への配慮をお願いします。

- 店舗設置場所によっては、地元店舗等の営業時間や通行車両との絡みなどで、時間指定がありますのでご注意ください。（別途個別にご連絡します）**
- 撤収が必要でない区画も、日中の車両通行や歩行者の安全確保の妨げにならないように必ず、屋根の折りたたみや什器を端に寄せ、整理整頓してください。
- 施錠、備品及び商品の管理は出店者・社責任で実施してください。盗難、紛失などのトラブルについて出店事務局では一切の責任を負いません。
- 出店承諾証及び姫路市の露店営業許可証は、区画内の見やすい場所に掲示してください。

(9) 営業について

- 出店区画を出て、客引き・呼び込みは厳禁です。
- 出店区画を出て、のぼり・看板・イス・机の設置は厳禁です。
- 屋根を越える高さの、のぼり等の設置は不可です。

(10) 販売品目について

販売品目は1店舗1品目を厳守ください。

※飲食・物販ともに飲料（ソフトドリンク・アルコール）の併売は不可です。

(11) 給水について 自店舗で持込みをお願いします。

地元の店舗に水を借りることは厳禁です。

(12) 排水について 公園等での洗い物は厳禁です。

美しいまつり運営を！洗い物は持ち帰りをお願いします。

(13) ゴミについて ゴミは持ち帰りましょう！

- 主催者が設置するゴミステーションは原則お客様から出たゴミ用です。店舗から出るゴミはお持ち帰りください。
- 廃油を捨てることは厳禁（法律違反）です。お持ち帰りください。

(14) 消灯について 午後9時30分に消灯してください。

- 午後9時頃に、主催者サイドで消灯周知の巡回を実施します。
- 午後9時30分に閉店できるように並ぶ人の調整をし、午後9時30分閉店・消灯を厳守してください。

(15) 地元出店について

姫路ゆかたまつりは、地元店舗・住民によるおもてなし出店があります。

地元や商店街とともにつくるまつりです。出店区画によっては、地元店舗・住民によるおもてなし出店と品目が競合する可能性があることを、あらかじめ了承してください。

(16) 必要書類[様式]について

申込み書類等は専用ホームページからダウンロードしてください。任意の様式での提出は無効となります。

- | | |
|-------------------|-------|
| 1、募集要項 | |
| 2、出店申込書（個人用・法人用） | [様式1] |
| 3、誓約書 | [様式2] |
| 4、営業補助者出店申請書及び誓約書 | [様式3] |
| 5、代理権限証明書 | [様式4] |
| 6、未成年就業承諾書 | [様式5] |

様式取得先／姫路ゆかたまつり露店運営協議会ホームページアドレス

<http://yukata.matur i. hyogo. jp>

※提出書類は返却できません。

なお、提出書類は「姫路ゆかたまつりにおける出店」以外の目的で使用することはありません。

※提出書類において不備または虚偽の記載があった場合には、申込が無効となります。

※規定の出店店舗数に達しない場合、主催者は必要な措置を講じる場合があります。

(17) 出店登録について

出店協賛金の支払いが確認できない場合、出店登録ができません。
出店当日に出店承諾証をお渡ししますので、必ず店舗内に見えやすい場所に掲示してください。

(18) 出店に係る、保健所等への申請

飲食店舗は姫路市保健所に必要な申請を行い、姫路市の飲食店営業（露店）の許可証を申込時に提出してください。その他、出店に必要な手続きも各自で行ってください。
その際に係る費用は出店者・社負担となります。

(19) 出店者・社 事前説明会の出席

- ア、日 時 令和5年6月20日（火） 午後2時から
- イ、会 場 姫路市民会館 中会議室
- ウ、出席者 出店申込者（法人の場合は代表者）、代理人のいずれか1名。
(1店舗で複数人の出席は不可)
※必ず出席願います。
※本人確認のために、運転免許証または写真と本人が確認できるもの
をご持参ください。
※代理人による出席の場合は出店申込者（法人の場合は代表者）の押
印のある代理権限証明書[様式4]をご持参ください。
グループで代表参加の場合も、上記の代理権限証明書[様式4]を提
出してください。
- エ、内 容 ・当日の出店にかかる諸注意、出店者・社の心がまえ等。
・姫路警察署からの周知事項説明
・姫路市消防署からの周知事項説明
・姫路市保健所からの周知事項説明
- オ、提出物 ・営業補助者出店申請書及び誓約書[様式3]（追加・変更分）
・出店機器・電気容量リスト（追加・変更分）
- カ、出店事務局からお渡しする必要書類
・車両通行許可証
※車両ナンバーが未定の方は、まつり初日令和5年6月24日（土）正午以降
に、城南公民館でお渡します。

(20) 当日現場責任者について

出店申込者（法人の場合は代表者）が、まつり期間中店舗に常駐いただくことが大原則ですが、疾病や万一常駐できないことが発生した場合に備え、代わりとなる当日現場責任者の選任が1名可能です。

当日現場責任者は出店申込者に代わり、主催者や警察対応、クレーム対応などの現場対応が確実に実施できる者を選任してください。

※18歳未満は当日現場責任者にはなれません。（高校在学学生不可）

※出店申込者（法人の場合は代表者）は、他店の当日現場責任者にはなれません。

※当日現場責任者も、出店申込者・社と同様に、令和5年2月15日以前から引き続き姫路市に住所・事業所を有する者に限ります。又、他店の当日現場責任者にはなれません。

※当日店舗内にいない場合はチェックし翌年以降の出店可否の参考にします。

(21) 営業補助者について

営業補助者の追加・変更は、まつり期間中正午から午後2時まで申請により可能ですが申請以外の者が店舗内にいることは厳禁です。

※営業補助者出店申請書及び誓約書[様式3]の営業補助者数（3人）以上となる場合コピーして漏れなく記入し申請してください。

※営業補助者の住所は、姫路市内外は問いません。

※追加申請受付場所：城南公民館入口（P.8 地図を参照）

※青少年者（中学生・高校生）を営業補助に従事させる場合は、未成年就業承諾書[様式5]を提出してください。

なお、兵庫県の青少年愛護条例に基づき、午後11時～翌午前5時は自宅にいるよう努めてください。

(22) 食品衛生責任者について

食品衛生責任者は、食品衛生法により、各店舗に1人配置することが義務付けられています。食品衛生責任者認定講習会修了証書（原本のコピー）提出と食品衛生責任者を配置し、衛生管理の徹底を図ってください。

姫路ゆかたまつり 露店出店募集要項 (細則)

1 基本事項

- (1) 姫路ゆかたまつりを訪れる全ての来場者等にご満足いただけるよう、安全衛生、サービス、モラルなどを徹底するよう心がけること。
- (2) 出店条件や規約などを逸脱するような行為が見受けられる店舗は、出店事務局より指導し指導に従わない店舗は、期間中であっても即時退店・閉店の場合がある。
その際は、いかなる場合においても出店協賛金の返金は行わない。翌年以降の出店申込み及び当日現場代理人や営業補助者としての登録を認めない場合がある。

2 出店商品・販売について

- (1) 関連法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店でないこと。
(特に、商標登録など知的財産に関する違反行為は注意すること。)
- (2) 出店者・社は、販売価格に関して原材料、通常価格を考慮し、来場者が購入しやすい価格設定をすること。
- (3) 試食・試飲の提供は行わないこと。
- (4) 出店事務局の判断により、出店商品の変更を指示する場合がある。

3 応募申込について

- (1) 飲食出店の場合、取扱食品や作業内容等に関して事前に姫路市保健所に問い合わせをして確認すること。
- (2) 姫路ゆかたまつり期間中は全日営業すること。
- (3) 申込み可能区画は姫路市の営業許可が必要な飲食は、1申込者・社につき1区画まで、営業許可が不要な店舗(飲食含む)も、1申込者・社につき1区画までの申込とする。
- (4) 出店申込に必要な書類は、主催者が指定する期日までに全て提出すること。なお、提出後の内容変更等は受け付けない。
- (5) 申込者・社多数の場合は出店事務局内で厳正に抽選を実施する。なお、抽選内容は、出店可否と出店場所を一括で決定する。これにより同種の出店品目が並ぶ場合、出店品目により出店事務局が出店申込者・社と調整する。

4 保健所等への申請について

- (1) 姫路市保健所の指導により、取扱食品や作業内容に制限があるため、必ず姫路市保健所衛生課担当へ問い合わせること。
- (2) 出店者・社は、食品衛生法等の関連法令を遵守し、姫路市保健所への申請や資格取得を行うこと。
- (3) 姫路市保健所への申請がない場合は、出店不可。この場合は出店協賛金の返金不可。また、出店に関する損害は補償しない。
- (4) その他出店内容に必要な申請は各出店者・社で行うこと。

5 会場について

- (1) 会場は、車・歩道など公道になるため、まつり開催中の交通規制完了後に、速やかに店舗の設営を行うこと。又、撤収も交通規制解除後に速やかに撤収及び整理整頓を実施し日中の車歩道の運用の妨げにならないようにすること。
- (2) 物品等の搬出入には、周辺環境に十分配慮すること。万一、事故等が発生した場合、出店事務局は一切の責任を負わないものとし、また、その損害は出店者・社が全額賠償すること。

- (3) 出店者・社の駐車場は確保しない。また、周辺エリアは駐車禁止エリアのため周辺駐車場に必ず駐車すること。なお、駐車料金は、出店者・社負担。
- (4) 会場において、地元店舗・住民によるおもてなし出店もあるが、ゆかたまつりは、地元や商店街とともにつくるまつりである。出店場所によっては、地元店舗・住民によるおもてなし出店と品目が競合する可能性があることを、あらかじめ了承すること。
- (5) **会場内が混雑する場合 警察判断により歩行者の通行を規制（一方通行・通行止め）します。この場合、出店者・社は警察に従うこと。**

6 出店者・社の責任・補償について

- (1) 購入者の苦情等については、出店者・社自らの責任と費用をもって対応すること。
- (2) 食品の取扱については、出店者・社は、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者・社各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故苦情等が発生しないように十分注意すること。また、衛生管理、保険などについては出店者・社の責任において対応すること。万一、事故等が発生した場合速やかに出店事務局に報告し出店者・社自らの責任と費用をもって対応すること。
- (3) 主催者、姫路市保健所、警察、消防署などにより指導があった場合は、それに従うこと。
- (4) 出店に際して生じたトラブルについては、出店者・社が一切の責任を負うこと。
- (5) 出店商品などの管理、保護については出店者・社自らが責任を負うものとし、盗難、紛失火災、損害、事故、気象災害などに対して、出店事務局はその損害を補償しない。
- (6) 調理、飲食により発生した汚水は出店者・社各自で持ち帰ること。ゴミも同様に持ち帰ること。
- (7) 飲食により生じた来場者等からの空容器等のゴミは各出店者・社が自主回収を心がける。なお、出店者・社の店舗が提供した商品の空容器以外も回収すること。

7 衛生・原状回復について

- (1) 出店者・社は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、姫路市保健所の指導に従うこと。
- (2) 会場内及びその周辺の排水構等にゴミ・油・残飯等を廃棄しないこと。
- (3) 出店者・社は、会場施設を汚さぬよう十分に注意し、出店スペース周辺に油、飲食物による床汚れが生じないように処置すること。また販売商品は必ず容器等に入れて販売し会場周辺が汚れないようにすること。
- (4) 各日のまつり終了後は、出店スペース及び会場周辺の清掃を行うこと。
- (5) まつり終了後は、出店スペースの原状回復を行うこと。飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者・社が責任をもって清掃すること。
- (6) 出店に必要な機材、造作等は全て出店者・社負担とし、ゆかたまつり終了後、原状復旧すること。
- (7) 終了後、汚れ等がある場合は、追加清掃費を徴収する場合がある。

8 禁止事項

- (1) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止とする。
- (2) 店舗内外に関わらず、拡声器・マイクによる宣伝・呼び込みは禁止とする。
- (3) 主催者が設定する区画での造作は可能であるが、出店事務局から別途指示がある場合は撤去変更について速やかに対応すること。
- (4) 会場周辺は、喫煙場所以外での喫煙は条例により禁止されているため留意すること。又店舗内も、衛生上と火災防止の観点から喫煙不可とする。違反行為が認められた場合、姫路市により 1,000 円の過料あり。
- (5) 会場には、出店スペース以外でのストックスペース等はない。また、出店スペース以外での資機材の保管・設置は認めない。

- (6) 店舗内照明の電気は出店事務局が一括して供給するため、発電機の設置は一切認めない。
- (7) 出店権利を第三者に貸与、転売できない。貸与・転売の場合、出店権利を取り消す場合がある。

9 製造物責任及び賠償保険の取り扱い

- (1) 出店により生じた第三者への損失補償に備え、出店事務局は全出店者・社に係る損害保険に加入する。
- (2) 出店にあたり発生した事故及び飲食販売に起因する全ての事項については、出店者・社が責任を持って解決し、主催者に対して賠償などの請求を一切行わないこと。
- (3) 保険事故が発生した場合は、現場の安全を確保したうえ、速やかに出店事務局に報告し出店事務局の指示に従うこと。

10 暴力団排除に関して

- (1) 兵庫県・姫路市暴力団排除条例を遵守すること。
- (2) 自己または自社の役員・関係者等が次のいずれにも該当しないこと。
 - 1 暴力団員及び暴力団員と生計を一にするもの
 - 2 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与するなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるもの
- (3) 姫路ゆかたまつり露店運営協議会出店事務局以外のものから出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに出店事務局並びに警察に届け出ること。

11 ガスコンロ等の火気器具の使用について

- (1) ガスコンロ等火気を使用する場合は、万一の場合に備え、消火器（業務用）を常時配し初期消火の準備をして取扱方法を習熟しておくこと。
- (2) ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。
- (3) プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し転倒しないように必要に応じ鎖等で固定すること。また、火気とは2m以上離し管理すること。
- (4) カセットガスボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋など使用したり、2台以上並べて使用したりすると、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があるため、使用にあたっては取扱説明書を確認して適正な取り扱いをすること。
- (5) テント内で使用する機器は、防火防災材を使用すること。

12 その他

本募集要項において、補足の必要が生じた場合、姫路ゆかたまつり露店運営協議会ホームページに適宜、掲載する。

また、出店者・社事前説明会などが、台風などの荒天で開催できない場合、同様にホームページに掲載する。